添付法令資料 3:

電子的に統合された事業許認可サービス実施のガイドラインに関する 2020年3月30日付インドネシア共和国投資調整庁規則No.1(目次) 同年4月1日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第3条)
- 第2章 範囲(第4条)
- 第3章 事業許認可サービスの規定
 - 第1節 事業許認可の申請(第5条)
 - 第2節 投資及び資本価値の規定(第6条)
 - 第3節 事業分野の規定(第7条)
- 第4章 登録の規定
 - 第1節 オンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムのアクセス権 (第8条ないし第10条)
 - 第2節 事業基本番号 (NIB) 取得のための登録 (第11条ないし第14条)
 - 第3節 メインプロジェクト及びサポートプロジェクト (第15条)
 - 第4節 労働社会保障実施機関及び健康社会保障実施機関、外国人労働者使用計画書(RPTKA)並びに企業における労働に関する報告義務(第16条ないし第18条)
- 第5章 事業許可及び商業又は営業許可の発行
 - 第1節 通則(第19条及び第20条)
 - 第2節 事業許可の発行(第21条ないし第24条)
 - 第3節 零細・小規模事業許可の発行(第25条)
 - 第4節 商業又は営業許可の発行(第26条)
- 第6章 事業許可及び商業又は営業許可のコミットメントの充足
 - 第1節 事業許可のコミットメントの充足
 - 第1款 通則(第27条)
 - 第2款 立地許可の発行(第28条)
 - 第2款(原文ママ) 水域の立地許可及び海域における立地許可の発行(第 29条ないし第31条)
 - 第3款(原文ママ) 環境許可の発行(第32条ないし第39条)
 - 第5款 建設許可 (IMB) の発行 (第40条)
 - 第6款 建物機能適性証明 (SLF) の発行 (第41条)
 - 第2節 事業許可の発効 (第42条)
 - 第3節 商業又は営業許可のコミットメントの充足(第43条)
 - 第4節 商業又は営業許可の効力の開始(第44条)
- 第7章 駐在員事務所、外資系フランチャイザーのフランチャイズ、海外先物取引 業者及び支店の登録

- 第1節 通則(第45条)
- 第2節 外国駐在員事務所 (KPPA) の登録 (第46条)
- 第3節 外国商事駐在員事務所(KP3A)の許可(第47条)
- 第4節 外国建設サービス事業体 (BUJKA) 駐在員事務所の許可 (第48条)
- 第5節 外資系フランチャイザーのフランチャイズ登録証明書(第49条)
- 第6節 先物取引業者の登録(第50条)
- 第7節 管理支店の登録(第51条及び第52条)
- 第8章 財政面における便宜の通知(第53条)
- 第9章 事業の拡充(第54条)
- 第10章 事業許認可の遵守の監視(第55条ないし第58条)
- 第 11 章 OSS システムの開発及び拡充(第 59 条)
- 第12章 費用の支払(第60条)
- 第13章 雑則
 - 第1節 事業者データの変更(第61条)
 - 第2節 事業の合併(第62条)
 - 第3節 事業許認可の便宜(第63条)
 - 第4節 地方政府による事業許認可のコミットメント充足の便宜(第64条)
 - 第5節 事業許認可の有効期間(第65条)
 - 第6節 事業許認可の実施管理(第66条)
 - 第7節 不可抗力 (第67条)
- 第 14 章 経過規定(第 68 条)
- 第15章 終則(第69条)